

## 第 29 回 赤平市農業委員会総会会議録

- 1 令和元年11月28日（木）第29回赤平市農業委員会を3階議会委員会室において開催した。  
2 会議の応招委員は下記のとおり。

中村 英昭	中西 幸一
橋本 勉	吉本 政史
養田 武士	鈴木 要助
田村 元一	高橋 ノリ子
伊藤 修	池松 洋一
吉野 猛光	

- 3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

事務局長 若狭 正	係 長 相原 良治
主 事 横山 千鶴子	

- 4 本委員会の書記は下記のとおり。
- |            |
|------------|
| 係 長 相原 良治  |
| 主 事 横山 千鶴子 |

- 5 本会議の案件は下記のとおり。

報告第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第58号 農用地移動適正化あっせん委員会の結果について

議案第150号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第151号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第152号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第153号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第154号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第155号 現況証明願いについて

- 6 本日の欠席委員は右記のとおり。 橋本委員

- 7 議事内容

開会宣言	午後4時00分	閉会宣言	午後5時00分
------	---------	------	---------

## 第 29 回 赤平市農業委員会議事録

事務局 定刻となりましたので、ただ今より 第29回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに会長より挨拶をお願い致します。

会長挨拶

事務局 本日の欠席者は橋本委員です。

出席委員は11人中10人で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、こちらから指名いたします。

議事録署名委員を 7番中西委員・8番吉本委員両氏にお願いしたいが異議ありませんか。

全員 異議なし

議長 それでは、議事録署名委員を両氏に決定いたします。

ただいまより審議にはいります。日程第2の報告第57号をお願いします。

事務局 報告第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたので報告いたします。

権利を取得した者の住所は「 市 町 番 号 氏」

権利に係る土地の所在は 市 町 番の 筆で地目は畑で面積は m<sup>2</sup>であります。

前所有者は住所が「 市 町 番地 氏」であります。

氏が亡くなりまして、娘さんの 氏が相続されました。

権利を取得した日は令和 年 月 日であります。図面は次ページとなります。

議長 このことについて報告でした。何かありませんか。

伊藤委員 さんですが、晩年は雨竜の施設に入っていたと思います。住所の確認を行いましたか。

事務局 農地台帳は雨竜になっています。 さんの話によると雨竜から滝川の施設に移ったとのことでしたが、住所登録は赤平であります。

伊藤委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 報告第57号は報告済と致します。続きまして日程第3報告第58号をあっせん委員長の中西委員よりお願いします。  
中西委員 報告第58号農用地移動適正化あっせん委員会の結果を報告します。

第28回総会で、農地のあっせんを申出た 氏の農地について全市地区に希望者を公募しました。

申込み順に 氏1名の応募がありました。

11月12日にあっせん委員会を開催し、事務局より開催の趣旨・概要の説明がありました。

地区委員で農地を確認した状況も説明をしました。地番 . . の 筆は実質使えない農地であるため付随でよろしいか。農地山側と宅地側で金額に差がつくこともやむを得ないことをお話をしました。

氏も了承されました。

氏からの条件は、 を全て譲渡したいとのことでした。

小さな小屋、母屋は退去した後に 氏が解体すること。住んでいる間は家の前のみ自家野菜を作らせて欲しいとの希望が出されました。

氏も 氏からの条件を了承致しました。

氏からの希望価格は、宅地側が反あたり 万・山側が反あたり 万でした。

宅地側の総額が 円 山側の総額が 円 合計金額が 円となります。

氏からは、 についても何がしかの金額を付けて頂けたらという希望もありました。

氏からは農地に全て含んで 以内の提示がありました。

氏にこの金額を提示したところ、来年は 氏の息子さんが経営を引き継ぐお祝いの気持ちを込め、万引いて 万の提示をされました。

氏も了承されましたので、この度のあっせんは成立致しました。

結果

譲受け者＝ 市 町 番地 氏  
参考=田の登記面積 m<sup>2</sup> 町 反 畠  
水張り面積 m<sup>2</sup> 反あたりの参考価格 万円

対価の支払い日 融資実行され次第 土地の引渡日令和 年 月 日 ( )

議長 このことについて報告でした。

議長 何かありませんか。

全員 ありません。

議長 報告第58号は報告済と致します。続きまして、日程第4議案第150号をお願いします。

事務局 議案第150号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、所有権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

所有権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

所有権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 の他 筆で、公簿・現況とも田で面積が m<sup>2</sup> あります。所有権の種類は売買です。所有権の内容は田として、対価の支払い日は融資が実行され次第であります。引き渡しの期間は令和 年 月 日です。

図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

氏の父である 氏が 月日に亡くなられましたので農業者年金は該当しなくなります。

議長 このことについて何かありませんか。

伊藤委員 氏の農地が全て売買されたわけですが、今年、一部転用された農地があったと思うがそこはどのようになりますか。

中西委員 このことについては、あっせん委員会の中で話されました。農地として戻った場合 氏は手放したいとの意向でした。将来は 氏にお願いしたいと希望されました。

事務局 今現在、話をすることは出来ないとの説明と、将来手放す時はこの部分は相対になるかと思います。

伊藤委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第150号は原案どおり決定されました。日程第5の議案第151号ですが、利害関係のある には退出して頂きます。

( 退出)

事務局 お願いします。

事務局 議案第151号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 番地の 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番号 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番の 筆で公簿、現況とも畑で面積は m<sup>2</sup> あります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は畑であります。始期は令和元年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議長 このことについて何かありませんか。

田村委員 ここは誰が耕作していましたか。

事務局 身内の方が管理をされていたそうです。

田村委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第151号は原案どおり決定されました。日程第6の議案第152号をお願いします。

事務局 議案第152号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 番地の 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 番の 筆で公簿、現況とも畑で面積は m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は畑であります。始期は令和元年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議 長 このことについて何かありませんか。

田村委員 ここは誰が耕作していましたか。

事務局 以前、近隣を借りていた方が草刈り等を行っていたようです。

田村委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第152号は原案どおり決定されましたので伊藤委員に入って頂きます。

〔伊藤委員入出〕

日程第7の議案第153号をお願いします。

事務局 議案第153号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 県 市 番 号 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番の 筆で公簿、現況とも田で面積は m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和元年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は更新です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議 長 このことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第153号は原案どおり決定されました。日程第8の議案第154号をお願いします。

事務局 議案第154号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番の他 筆で公簿、現況とも田で面積は m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和元年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は更新です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議 長 このことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第154号は原案どおり決定されました。日程第9の議案第155号をお願いします。

事務局 議案第155号 次のとおり、現況頗りがあったので、審議の上、可否の上採決を求める。

土地の所在は 市 町 番の他 筆で公簿・現況とも畑で利用状況は山林です。

面積は m<sup>2</sup>であります。

所有者は 市 町 番地 氏であります。

証明を必要とする理由は、現況にあった地目変更の登記申請のためです。

図面につきましては次ページのとおりです。昨年、皆さんでパトロールをした所です。

20日、現地確認を行いました。 番の宅地より地番 は西方向に斜面になっており、 番は南方向に急な斜面となっていました。山林の樹齢からすると 年以上になると思われます。

番上に宅地があり、古い家がありました。

議 長 このことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第155号は原案どおり決定されました。

議 長 全体で何かありませんか。

全 員 ありません。

事務局 第29回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

---

7 中西 幸一

---

8 吉本 政史

---